

### 13 静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第7・12号事件)

#### (1) 事件の概要

平成21年7月21日、静岡県東伊豆町の住民7人から、風力発電会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている頭痛、肩こり、吐き気等の健康被害は、被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月7日、申請人らのうち1人から申請を取り下げる旨の申出があった。

同年11月9日、同一原因による被害を主張する住民5人から参加の申立てがあり(平成21年(ゲ)第12号事件)、裁定委員会は、同年11月25日、これを許可した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成22年10月4日及び同年11月15日、超低周波音・低周波騒音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査を実施するなど手続を進めたが、平成23年2月8日、申請人らから都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。